

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の 「学びの保障」 総合対策パッケージ

令和2年6月5日 文部科学省

会津教育事務所学校教育課 主任指導主事 古川雅秀

【学びの保障】 基本的な考え方No. 1

- ▶ 社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況



- ▶ 感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立
 - **新学習指導要領**の目指す学びを着実に実現

【学びの保障】 基本的な考え方No. 2

臨時休業中も、学びを止めない

速やかに、できるところから
学校での学びを再開する

あらゆる手段を活用し、
学びを取り戻す

柔軟な対応の備えにより、学校
ならではの学びを最大限確保

▶ 感染拡大の状況にかかわらず、子どもたちの学びを最大限に保障

- ▶ こうした基本的な考えを踏まえ、文部科学省として
 - I 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化
 - II 国全体の学習保障に必要な人的・物的支援
- を実施**

スクールサポートスタッフ配置等

I 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症による臨時休業
- ▶ 今後の第2波、第3波の心配



授業時数が確保できない恐れ



年度当初に編成した教育課程を見直すことができる

Ⅰ 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、年度当初に編成した教育課程を見直すことができる基本的な考え方

- ▶ 登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化等により、**学校における指導を充実**
- ▶ 上記の取組を行ってもなお、年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の**特例的な対応**
 - ① **次年度以降を見通した教育課程編成**
 - ② **学校の授業における学習活動の重点化**

I 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

① 次年度以降を見通した教育課程編成

- ▶ 令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導学年が規定されている内容を含めて、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成

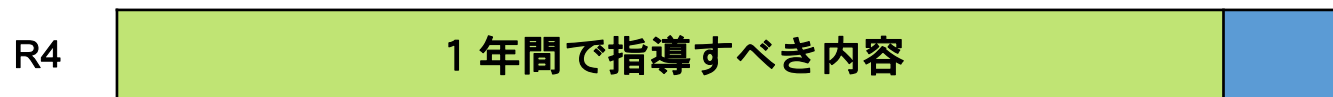
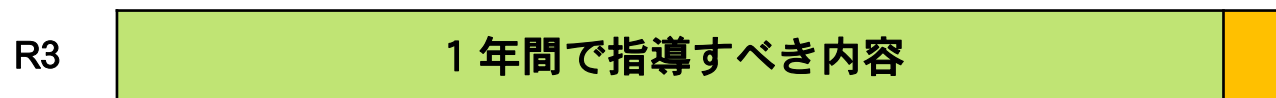
I 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

① 次年度以降を見通した教育課程編成



1年間で指導すべき内容

未履修



〈最終学年に次ぐ学年
(小5, 中2)〉
2年間を見通した教育課程を
編成

〈最終学年・それに次ぐ学年
以外の学年
(小1~4, 中1)〉
3年間を見通した教育課程を
編成

Ⅰ 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

② 学校の授業における学習活動の重点化

▶ 〈基本的な考え〉

限られた授業時数の中で、**学習指導要領に定める内容を効果的に指導**

Ⅰ 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

② 学校の授業における学習活動の重点化

▶ 〈学校の授業〉

教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施ではない実習等に重点化

▶ 〈授業以外の場〉

個人でも実施可能な学習活動の一部
(ICT等の活用)

Ⅰ 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

② 学校の授業における学習活動の重点化（イメージ）

▶ 〈国語〉

学校における課題設定を踏まえ、授業以外の場で意見文等を作成させる

▶ 〈数学〉

学校における練習問題の取組を限定し、宿題の添削を充実させる

▶ 〈理科〉

学校における実験結果の分析・考察のまとめを授業以外の場で作成させる

- Ⅰ 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化
- ② 学校の授業における学習活動の重点化（資料集）

